

令和3年度「放射線の健康影響に係る研究調査事業」
研究課題についての評価方針

1. 目的

環境省が実施する「放射線の健康影響に係る研究調査事業（以下「本事業」という。）」について、「環境省研究開発評価指針」（平成29年7月14日、総合環境政策統括官決定）に基づき、適正な評価を行い、研究内容、研究費の配分等への反映等を行うことにより、放射線による健康影響に関する研究の一層の効果的な実施を図る。

2. 評価体制等

(1) 評価体制等

- ① 環境省または環境省の指定する者は、評価委員会及び推進委員会に関する設置要領に基づきそれぞれの委員会を設置する。
- ② 評価者は、放射線による健康影響に関する研究に係る各研究課題の評価を行う。評価にあたっては、中立かつ公正で厳正な評価を行い、放射線による健康影響に関する研究が行政にとって有用な成果が得られるよう適切な助言を行う。また、評価者は、評価に関し、知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏洩、又は使用してはならない。
- ③ 推進委員会は、新規研究課題を評価するとともに、次年度研究計画案の評価を行う。また、それらの結果に基づき、次年度研究継続の可否についての審議を行う。
- ④ 評価委員会は、当該年度における研究成果の評価及び終了課題の事後評価を行う。
- ⑤ 評価にあたり、環境省は必要に応じて行政的観点等からの意見を推進委員会及び評価委員会に対し提示することができるものとし、推進委員会及び評価委員会が、この意見を含めて総合的な評価を行うものとする。

(2) 評価者の責務

評価者は、評価に当たり、評価対象を正しく理解することに努めた上で、公平・公正で厳正な評価を行うべきことを常に認識し、研究開発実施に伴う研究者の責任を厳しく問う姿勢を持つとともに、優れた研究開発や研究者を発掘し、又はさらに伸ばして、より良いものとなるように適切な助言を行う。

(3) 被評価者の責務

被評価者は、国費による研究開発を行うに際し、意欲的な研究課題等に積極的に挑戦すること、研究の成果を挙げることに努めること、研究の成果が最終的には納税者である国民・社会に還元されるよう図ること、あるいは成果が出ない場合には評価を通じて課される説明責任や結果責任を重く受け止めること等、その責任を十分に自覚する。

また、研究開発活動の一環として評価を受けることの重要性を十分に認識し、自らの係わる研究開発活動について評価者の正しい理解が得られるように、十分かつ正確に説明又は情報提供をする等、積極的に評価に協力する。

3. 評価の実施時期

各研究課題の評価について、実施中の研究課題は「研究成果発表会」で評価委員会が行う。終了した研究課題は最終年度の翌年度に、研究期間全体を通じた総括報告及び関係書類を元に、評価委員会が行う。

また、新規研究課題の評価は、公募期限の終了後すみやかに、環境省から提供を受けた研究計画書を元に、推進委員会が行う。さらに、次年度研究計画案の評価は、研究者からの提出後すみやかに、推進委員会が行う。

4. 評価方法の周知等

(1) 評価方法の周知

評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価委員会及び推進委員会で決定した評価方法（評価手法、評価項目、評価基準、評価過程、評価手続等）について、被評価者である主任研究者等に周知する。

(2) 評価内容等の被評価者への開示

評価実施後、被評価者である主任研究者等に評価結果を開示し、その内容を説明し、研究計画への反映等の措置を講ずる。

5. 新規研究課題の評価の実施方法

研究計画書に基づき、原則として書面により評価する。

新規研究課題の採用の可否を判断するための評価の項目（評価軸）及び評価基準（評価の視点）は、次のとおりとする。

① 研究内容の倫理性

- ・ 各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか
- ・ 倫理審査委員会の審査を受ける予定であるか

② 環境保健行政課題との関連性

- ・ 公募された研究テーマに対し、新規性のある適切な内容かつ適切なアプローチをしているか
- ・ 学術的な視点と行政的な視点を兼ね備えた研究内容・計画となっているか。

③ 研究計画の妥当性・効率性

- ・ 研究を進めていく上で問題点はないか
- ・ 研究計画に対し、研究経費の内容は適切であるか
- ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
- ・ その際にはどのように変更又は修正すべきか
- ・ 若手研究を活用した研究の加速化計画を含む研究計画において、若手研究者の役割は明確かつ妥当なものであるか

④ 研究遂行体制・能力

- ・ 研究者の研究業績や研究者の構成、施設の設備等の視点から、遂行可能な研究であるか
- ・ 研究者の構成の変更が望ましい場合は、どのように変更すべきか

なお、研究者に対してヒアリングを実施する場合は、①から④の評価項目の他、研究課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についても必要に応じて説明を求めるものとする。

6. 当該年度における研究成果の評価の実施方法

中間時点の研究成果に基づき、ヒアリングにより評価する。

当該年度における研究成果について評価する項目（評価軸）及び評価基準（評価の視点）は、次のとおりとする。

- ① 研究計画の達成度
 - ・ 当初の計画どおり研究が進行しているか
 - ・ 今後研究を進めていく上で問題点はないか
 - ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
 - ・ その際にはどのように変更又は修正すべきか
- ② 研究成果の発展性、継続の必要性
 - ・ 研究成果の発展が見込まれるか
 - ・ 研究を継続する必要性はあるか
- ③ 環境保健行政に対する貢献度
 - ・ 環境保健行政に対し、貢献できる成果が挙げられているか
 - ・ 研究成果の社会的意義がどの程度あるか

上記の①から③の評価項目の他、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、さらに、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果も幅広い視野から捉え、必要に応じて説明または当該年度の研究報告書及び次年度の研究計画への反映を求めるものとする。

7. 次年度研究計画案の評価の実施方法

研究計画書に基づき、書面により評価する。

次年度研究計画書案の評価の項目（評価軸）及び評価基準（評価の視点）は、次のとおりとする。

- ① 研究内容の倫理性
 - ・ 各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか
 - ・ 倫理審査委員会の審査を受ける予定であるか
- ② 環境保健行政課題との関連性
 - ・ 公募された研究テーマに対し適切な内容かつ適切なアプローチをしているか
 - ・ 学術的な視点と行政的な視点を兼ね備えた研究内容・計画となっているか。
- ③ 研究計画の妥当性・効率性
 - ・ 研究を進めていく上で問題点はないか
 - ・ 研究計画に対し、研究経費の内容は適切であるか
 - ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
 - ・ その際にはどのように変更又は修正すべきか
- ④ 研究遂行体制・能力
 - ・ 研究者の研究業績や研究者の構成、施設の設備等の視点から、遂行可能な研究であるか
 - ・ 研究者の構成の変更が望ましい場合は、どのように変更すべきか
- ⑤ 研究成果の発展性、継続の必要性
 - ・ 研究を継続することにより、研究成果の発展が見込まれるか
 - ・ 研究期間内に想定される成果を挙げるのに適切な内容となっているか

なお、研究者に対してヒアリングを実施する場合は、①から⑤の評価項目の他、次年度の研究課題の概要、これまでの研究の経緯、長期的展望等についても必要に応じて説明を求めるものとする。

8. 終了研究課題の評価の実施方法

事後評価は研究期間全体を通じた総括報告及び関係書類（研究計画書、各年度の研究成果報告書、研究実施期間中の成果発表会、評価委員会の評価結果等）に基づき、書面により評価する。

終了した研究課題について、目標の達成状況、成果の内容等を把握し、その後の研究発展に活用するための評価する項目（評価軸）及び評価基準（評価の視点）は、次のとおりとする。

① 研究計画の達成度

- ・ 当初の研究計画どおり研究が進行したか
- ・ 採択時以降の関連研究分野の学術動向をふまえた上で、その達成の度合いはどうか。

② 研究成果の活用度

- ・ 研究成果の積極的な公表に努めていたか。

③ 環境保健行政に対する貢献度

- ・ 環境保健行政に対し、貢献できる成果が挙げられたか

9. 評価結果の取扱い

すべての評価結果は、被評価者による説明や情報提供の努力と、評価者が評価対象を理解する努力を前提とし、評価者がその責任において確定することから、厳粛に受け止められる必要がある。

研究課題の評価結果は、評価の実施時期に応じて、下記のとおり活用する。

新規研究課題の評価結果は、被評価者に開示し、当該年度の研究計画について、研究内容の方向性や研究費等の配分の見直し等に反映するものとする。

当該年度における研究成果の評価結果は、推進委員会に報告するとともに、被評価者に開示し、研究費等の重点的・効率的配分、研究計画の見直し等に反映するものとする。

次年度研究計画書案は、推進委員会に提示し、推進委員会の評価結果を被評価者に開示し、次年度研究計画書の見直しや、研究継続の可否の判断等に反映するものとする。

終了研究課題の評価結果は、被評価者に開示するとともに、本事業の研究分野や研究内容の方向性の検討に反映するものとする。

以上